

奈良県公安委員会告示第100号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和7年9月2日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

1 実施期日及び実施場所

(1) 実施期間

令和7年11月10日（月）から同月13日（木）までの4日間

(2) 実施時間

午前9時から午後5時まで。ただし、初日は、午前9時30分から午前9時50分まで受付を行い、午前10時から午後5時まで実施する。

(3) 実施場所

橿原市大久保町320番地の11

奈良県社会福祉総合センター

2 定員

15人

3 講習内容等

(1) 講習は、次に掲げる事項について行う。

ア 警備業法その他機械警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。

イ 警備業務用機械装置の運用に関すること。

ウ 指令業務に関すること。

エ 警察機関への連絡に関すること。

オ その他機械警備業務の管理に必要な事項に関すること。

(2) 修了考査は、(1)の講習を受けた者につき、当該講習に係る事項を修得したかどうかについて行い、これらの事項を修得したと認められる者に対して、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

4 受講申込手続

(1) 受講の事前申出

講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）は、令和7年9月22日（月）から同月26日（金）まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「警察本部生活安全企画課」という。）に対し、電話による事前申出を行い、講習受理番号を取得すること。

なお、この申出は先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 受講の申込み

ア 申込期間

令和7年10月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込場所

奈良県内の警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）。ただし、奈良県外に居住する者にあつては、警察本部生活安全企画課においても申込みを行うことができる。

ウ 提出書類

次の書類を受講者本人又はその代理人がイの場所に直接持参して受講を申し込むこと。この場合において、(1)により取得した講習受理番号を受付担当者に申し出ること。

(ア) 機械警備業務管理者講習受講申込書（申込書提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの） 1通

(イ) 代理人が受講の申込みを行う場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

5 講習手数料（受講の申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。）

39,000円

なお、受講の申込みをした講習を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 講習の委託先の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目 8 番 2 3 号 大一車輛ビル 1 0 3 号

一般社団法人奈良県警備業協会

7 その他

(1) 携行品

筆記具及び受講の申込みのときに交付する講習用教本

(2) 問合せ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ 警察本部生活安全企画課

電話番号（代表） 0 7 4 2 - 2 3 - 0 1 1 0 内線 3 0 4 3